

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	情報公開・私学課	整理番号	3-1
処分の種類	公益信託事務の処理に係る必要な処分の命令			
根拠法令条例等・条項	公益信託ニ関スル法律第4条第1項			
処分の概要	知事は、公益信託事務の処理に必要な処分を命ずることができる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	著しく法令、知事の規則、信託行為の条項の規定に違反している場合、公益事業を行っていない場合、その他信託行為の運営に関し不適切な場合に必要な処分を命ずる。			
基準の制定根拠	—			